

関連条文

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（設立時の簡易生命保険責任準備金の算出方法書）

第一百五十六条 機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員は、この法律の施行前に、機構法第二十二条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時ににおいて、機構法第二十二条第一項の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

第八十七条 日本郵政株式会社の設立委員、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員又は日本郵政株式会社（次項において「設立委員等」という。）は、この法律及び整備法に定めるもののほか、政令で定めるところにより、承継会社等がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するために必要な契約の締結その他の準備行為をすることができる。

2 前項の規定により設立委員等が締結した契約は、各承継会社等の成立の時ににおいて、当該承継会社等が締結した契約とみなす。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（設立委員）

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。